

県知事の公表する松くい虫の皮つき丸太の 移動禁止の国有林に対する規制について

〔 昭和40年11月13日付け40林野造第1637号
林野庁長官から都道府県知事，営林局長あて 〕

このことについて別紙(1)のとおり高知県農林部長より当庁造林保護課長あて照会があったので，別紙(2)のとおり，回答したから参考までに通知する。

別紙(1)

県知事の公表する松くい虫の皮つき丸太の移動禁止の国有林に
対する規制について

〔 昭和40年 9 月20日付け40林第12号
高知県農林部長より造林保護課長あて照会 〕

知事が森林病虫害等防除法第5条第1項の規定に基づき，被害木の移動を禁止した場合，下記により国有林内の該当木をも規制するものと解してよろしいか。

記

森林病虫害等防除法第5条第1項が地方自治法第2条第2項に基づく機関委任事務であれば他に排除法文がないので，国有林をも包含すると解する。

なお，県公報（別添）は，単なる公報であるか，駆除命令にかかわるものであるか，この点もあわせてご教示をたまわりたく，よろしくお願いします。

（別添）

高知県告示第207号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき，森林病虫害等の駆除及びそのまん延防止に関する事項を次のように定める。

昭和40年 4 月16日

高知県知事 溝淵 増己

1 区域及び機関

(1) 区域 高知県下一円

(2) 期間 昭和40年 5 月 6 日から昭和41年 3 月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫（キクイムシ科、ゾウムシ科及びカミキリムシ科に属する害虫）

行なうべき措置の内容

松くい虫が附着している皮付き丸太は、はく皮してその樹皮を焼却するか、又は知事の指定する薬剤を散布して駆除した後でなければ移動させてはならない。

紙(2)

同 件

〔 昭和40年11月13日付け40林野造第1537号 〕
〔 林野庁長官より高知県知事あて回答 〕

昭和40年9月20日付け40林第12号で照会があったこのことについて、下記のとおり回答する。

記

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項に基づいて行なう森林病虫害等が附着している指定種苗又は伐採木等の移動を制限し又は禁止する命令の効力は、国有林の区域についても及ぶものと解する。

なお、県の公報（高知県告示第207号）は、駆除命令に代わるものではなく、この場合の駆除命令は、森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第2条に定める手続きに従い、当該命令の内容を公告する必要がある。